



大阪公立大学 法科大学院説明会

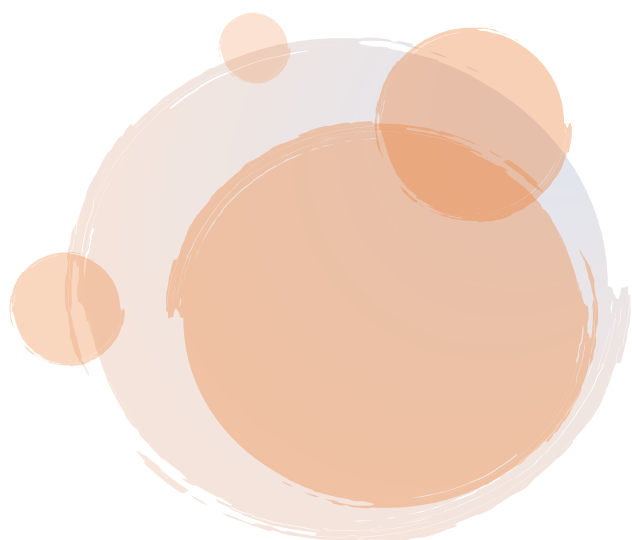
2024年9月18日（水）
16:00～17:00

※オンライン（Zoom）開催

カリキュラム・授業概要

入試状況・入試概要

質疑応答等



カリキュラムの概要

1 カリキュラムの全体像 (2025パンフレット p. 2-3 参照)

(1) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目

(2) 必修科目、選択必修科目、自由選択科目

○修了要件

法律基本科目 必修科目 57 単位 (2 年短縮型は 24 単位)

法律実務基礎科目 必修科目 8 単位

必修科目以外から 2 単位選択必修

基礎法学・隣接科目 4 単位選択必修

展開・先端科目 12 単位選択必修

※ただし法曹養成専攻の規程で定める選択科目を

4 単位以上含まなければならない。

履修した上記の科目以外の科目 14 単位

97 単位 (2 年短縮型は 64 単位)

(3) 履修モデル (2025パンフレット p. 5 参照)

① 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

② 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

③ グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

2 法科大学院での学び

○講義と演習——双方向的・多方向的な授業

○学ぶことへの支援 (2025パンフレット p. 12 参照)

・履修ガイダンスなどによるきめ細かい履修指導

・オフィス・アワー

・クラス担任制

・アカデミック・アドバイザー (AA) による学習支援

3 奨学金制度

(2025パンフレット p. 16 参照)

4 施設・設備 (2025パンフレット p. 11 参照)

○自習室の完備 (無線 LAN によるネット接続)

○法曹養成専攻資料室の完備

○杉本図書館の利用

○TKC の判例等のデータベースの利用 (自習室・自宅)

カリキュラムの全体像

記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○=自由選択 表示の意味 科目名 = 隔年開講科目

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	
				別表第3に定める科目	左記以外の科目
1 年次 前期	人権の基礎理論 ◎		日本法制史 *		刑事政策 *
	民法A (総則・物権総論) ◎		中国法 *		
	民法B (債権総論) ◎				
	民法D (法定債権) ◎				
	刑法第1部A (総論・犯罪論および刑罰論の基礎) ◎				
	刑法第2部 (各論) ◎				
1 年次 後期	統治の基本構造 ◎		法社会学 *		
	民法C (契約法) ◎		法哲学 *		
	民法E (担保法) ◎		英米法 *		
	商法 (企業組織法) ◎		ドイツ法 *		
	民事訴訟法1 (判決手続の基礎) ◎				
	刑事訴訟法 ◎				
2 年次 前期	行政活動と法 ◎	民事訴訟実務の基礎 ◎	日本法制史 *	環境法 *	刑事政策 *
	民法F (家族法の基礎) ◎		中国法 *	租税法B *	社会保障法 *
	民法総合演習B ◎			国際法 *	国際人権法 *
	商法総合演習A (企業組織法) ◎			倒産法1 *	
	民事訴訟法2 (複雑な訴訟・上訴) ◎			労働法A *	
	刑事訴訟法総合演習 ◎			経済法1 *	
				知的財産法A *	
				国際家族法 *	
2 年次 後期	公法総合演習A (憲法訴訟論) ◎	法曹倫理 ◎	法社会学 *	租税法A *	消費者法 *
	公法総合演習B (行政救済論) ◎		法哲学 *	倒産法2 *	国際経済法 *
	民法総合演習A ◎		英米法 *	労働法B *	国際取引法 *
	民法理論の展開B ○		ドイツ法 *	経済法2 *	
	商法総合演習B (企業取引法) ◎			知的財産法B *	
	民事訴訟法総合演習 ◎			国際財産法 *	
	刑法総合演習 ◎				
	刑事法総合演習 ○				
3 年次 前期	公法理論の展開 ○	刑事訴訟実務の基礎 ◎	日本法制史 *	2年次前期開講の	2年次前期開講の
	民法理論の展開A ○	公法系訴訟実務の基礎 *	中国法 *	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	商法理論の展開 ○	法文書作成 ◎		倒産法演習 *	金融・保険法 *
	刑事法理論の展開 ○	エクスターンシップ *		労働法演習 *	民事執行・保全法 *
		中小企業向け法律相談 *		経済法演習 *	
3 年次 後期	民法理論の展開B ○	弁護実務基礎論 (ロイヤリングを中心に) *	法社会学 *	2年次後期開講の	2年次後期開講の
	民事法総合演習 (実務民事法総合演習) ○	民事模擬裁判 *	法哲学 *	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	刑事法総合演習 ○	刑事模擬裁判 *	英米法 *	国際法演習 *	中小企業法 *
			ドイツ法 *		

単位数：2単位（ただし、民法A、商法および民事訴訟法1は4単位、人権の基礎理論は3単位）

※各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする（法曹養成専攻履修規則第8条但書参照）。

科目一覧

- 一 基礎科目：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第4条第1号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目は、下記の通りとする。

科目名（令和4年度以後）	単位数
人権の基礎理論	3単位
統治の基本構造	2単位
行政活動と法	2単位
民法A（総則・物権総論）	4単位
民法B（債権総論）	2単位
民法C（契約法）	2単位
民法D（法定債権）	2単位
民法E（担保法）	2単位
民法F（家族法の基礎）	2単位
商法（企業組織法）	4単位
民事訴訟法1（判決手続の基礎）	4単位
刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）	2単位
刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）	2単位
刑法第2部（各論）	2単位
刑事訴訟法	2単位

- 二 応用科目：連携法第4条第2号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目は、下記の通りとする。

科目名（令和4年度以後）	単位数
公法総合演習A（憲法訴訟論）	2単位
公法総合演習B（行政救済論）	2単位
民法総合演習A	2単位
民法総合演習B	2単位
商法総合演習A（企業組織法）	2単位
商法総合演習B（企業取引法）	2単位
民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）	2単位
民事訴訟法総合演習	2単位
刑法総合演習	2単位
刑事訴訟法総合演習	2単位
公法理論の展開	2単位
憲法訴訟理論の展開〔令和7年閉講〕	2単位
民法理論の展開A	2単位

民法理論の展開 B	2 単位
商法理論の展開	2 単位
刑事法理論の展開	2 単位
民事法総合演習（実務民事法総合演習）	2 単位
刑事法総合演習	2 単位

三 選択科目：司法試験法施行規則第 3 条第 3 号の選択科目は、下記の通りとする。

科目名（令和 4 年度以後）	単位数
倒産法 1	2 単位
倒産法 2	2 単位
倒産法演習	2 単位
租税法〔令和 7 年閉講〕	2 単位
租税法 A	2 単位
租税法 B	2 単位
経済法 1	2 単位
経済法 2	2 単位
経済法演習	2 単位
知的財産法 A	2 単位
知的財産法 B	2 単位
知的財産法演習	2 単位
労働法 A	2 単位
労働法 B	2 単位
労働法演習	2 単位
環境法	2 単位
国際法〔隔年開講〕	2 単位
国際法演習〔当分の間不開講〕	2 単位
国際財産法	2 単位
国際家族法	2 単位
国際民事手続法	2 単位

※課程修了のためには、上記三の科目から 4 単位以上修得することが必要となる

2025 年度入学試験の概要

※必ず募集要項で詳細をご確認ください。

1 入学定員 30 名

3 年標準型 10 名程度

2 年短縮型 20 名程度

2 出願資格

本専攻に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者です。ただし、大阪公立大学及び大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士（専門職）の学位を有する者の出願は認めません。

- (1) 大学（短期大学を除く、以下同じ。）を卒業した者及び 2025 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び 2025 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2025 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2025 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2025 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2025 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2025 年 3 月までに修了見込みの者
- (8) 昭和 28 年文部省告示第 5 号をもって文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本専攻において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本専攻において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2025 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの
- (11) 2025 年 3 月 31 日の時点で大学に 3 年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を 90 単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上（100 点満点で 80 点以上、又はそれに相当するレターグレード）の成績が 60 単位以上であるもの。ただし、上記各単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

注 1 出願資格(9)により出願しようとする者は、2024 年 9 月 17 日（火）までに法曹養成専攻事務室まで問い

合わせてください。

注2 出願資格(10)により出願しようとする者は、出願資格の認定のため、「出願資格審査申請書」などの提出を必要としますので、事前に法曹養成専攻事務室に申し出のうえ、2024年9月24日(火) 必着で法曹養成専攻事務室へ必要書類を提出してください(「[10] 出願資格審査」[12ページ]参照)。

* 3年標準型入学試験と2年短縮型入学試験の両方に出願することもできます。双方に合格した受験者は、入学手続きの際にその一方について入学手続きをしていただきます。

3 出願期間 2024年10月7日(月)～11日(金)(左記期間内の消印有効)

4 出願書類等 ※3年標準型と2年短縮型を併願する場合も、出願書類の提出は1部で結構です。

(1) **入学願書** 本学所定の用紙を用い、黒のボールペン(消せるボールペン等は不可)を使用し、本人が記入してください。

受験票と写真票には、縦4cm×横3cmの同じ写真(上半身、無帽で出願日より3か月以内に撮影したものを)をそれぞれ貼ってください。併願の場合は、両方の試験のそれぞれにつき受験票と写真票が必要です(写真は計4枚必要)。

(2) **卒業(見込)証明書** 在籍又は出身の大学(学部)の長等が作成したもの(厳封不要)。

出願資格(11)に該当する者は卒業(見込)証明書に代えて在学証明書を提出してください。

(3) **成績証明書** 在籍又は出身の大学(学部)の長等が作成したもの(厳封不要)。

(4) **学位授与申請受理証明書または出願資格認定書** 出願資格(2)に該当する者は学位授与申請受理証明書を提出すること。出願資格(10)により出願する者は出願資格認定書を提出すること。

(5) **受験票等送付用封筒** 市販の長形3号封筒(横12cm×縦23.5cm)に切手(※)を貼り、受験票等送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。※現行は344円分(郵便料金が改定された場合は、改定後の料金(定形郵便物25g以内+速達料金)分の切手を貼付してください。)

(6) **宛名シール** 本学所定の用紙に住所・氏名を記入してください。

(7) **入学検定料** 30,000円(3年標準型と2年短縮型を併願する場合も左の額とします。)

郵便局で、本学所定の払込取扱票にて納付してください。

(8) **自己評価書** 法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、経験並びに特技のうち、本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について、2,000字以内で記載してください。

(9) **成績申告書** 学部の成績について、本学所定の様式に従って申告書を作成してください。

(10) **語学能力を証明する書類(任意)** 英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語、スペイン語、イタリア語も考慮対象となります。これら以外の外国語については、個別に問い合わせてください。

英語については、TOEFL又はTOEICの成績証明を提出することが望ましいですが、実用英語検定などその他の検定の合格証明書の提出も可とします。

(11) **公的資格や特技を証明する書類(任意)** 「公的資格や特技」は上記「(8)自己評価書」において本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限りま

6 選抜方法

(1) 合格者の決定

合格者の決定は、本専攻が実施する選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合的に評価する「その他の要素の評価」により行います。

注 選抜試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じても、追加合格を行わないこともあります。

(2) 選抜試験

3年標準型選抜試験及び2年短縮型選抜試験を下記の表のとおり行います。

区 分	月 日	試験時間	科 目 名
3年標準型	12月8日(日)	120分	小論文
2年短縮型	12月7日(土) 12月8日(日)	90分	民法
		120分	商法(会社法、商法総則)・ 民事訴訟法
		60分	憲法
		90分	刑法・刑事訴訟法

注 試験時間は、3年標準型と2年短縮型の両方を受験することができるよう設定されます。

(3) その他の要素の評価

「その他の要素」は、出願書類1、3、8～11に基づき評価します。社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

(4) 配点等

区 分	選抜試験		その他の要素の評価	合 計
3年標準型	小論文	200点	40点	240点
2年短縮型	法律科目		40点	540点
	憲 法	100点		
	民 法	120点		
	刑 法	70点		
	刑事訴訟法	50点		
	商 法	80点		
	民事訴訟法	80点		

2年短縮型については、法律科目試験の各科目に基準点を設けます。下記の①又は②に該当する者は、他の科目の成績の如何にかかわらず、不合格となります。

- ① 憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者
- ② 商法および民事訴訟法の2科目の試験成績がいずれも基準点に達しなかった者

なお、合否判定に際しては、総得点と同じ場合、選抜試験の成績上位者を優先することがあります。

7 合格者発表 2024年12月23日(月)10:00

8 入学手続 2025年1月8日(水)10:00~15:00

9 追加合格 入学手続完了者数が募集人員を下回った場合に行うことがあります。

10 学費

* 学費は次のとおりです。

(a) 入学料

「大阪府民及びその子」282,000円

「その他の者」382,000円

(b) 授業料 年間804,000円

11 特待生制度

(a) 対象者・授業料減免額

成績上位優秀者を対象として授業料の全額又は半額を免除します。

(b) 選考方法・免除期間

● 半期ごとに対象学生を選考します。

● 免除期間は6ヶ月間

在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続いて免除を受けることも可能です。

● 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。

次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。

※ なお、特待生制度による授業料減免に採用された場合は、本学が取扱う授業料減免と重複して受けることはできません。